平成３０年（フ）第７２号
神奈川県大和市福田1610番地
債務者　鹿野久美子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８５号
横浜市戸塚区下倉田町692番地１　アートビル201号
債務者　鈴木　裕太
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２０９号
横浜市青葉区新石川１丁目38番地１　ニューブリッジビル311
債務者　野口　雅弘
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２３４号
横浜市都筑区東山田町1475番地　リフォーネ５－201号
債務者　笹野　衣織（旧姓寺越）
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９６３号
東京都江東区海辺３－11－201
債務者　長尾やえ子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月26日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４号
長崎県島原市南崩山町丁2420番地62
債務者　本多　真吾
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第６２９号
静岡市葵区北安東２丁目27番16－１号　シャングリラ北安東Ａ－201号
債務者　大戸　豊
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９５５号
東京都大田区大森本町２丁目10－５－403
債務者　川邊　樹志
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９６０号
埼玉県川越市大字藤間12－９－101
債務者　時吉　清一
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１９３号
東京都立川市富士見町６丁目41番３号パレドール立川308号
債務者　黒江　茂子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月９日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４７２号
東京都府中市是政５丁目７番地の25ラ・ベーラ是政701
債務者　豊田　和裕
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月９日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６２号
横浜市青葉区すみよし台28番地17　鴨志田テラスハウスＢ－１
債務者　居村　良則
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４１号
横浜市戸塚区平戸５丁目１番24号
債務者　増田　節子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１４号
神奈川県藤沢市藤沢968番地の１　ライオンズプラザ湘南藤沢1404号
債務者　河戸　惠子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２６０号
横浜市戸塚区戸塚町558番地２　ニュー第二山洋ビル205号
債務者　増木　幸雄
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部